

申 37 号

職場活動において重要な位置づけである  
掲示板設置基準の一方的な不利益変更は認められない!



3月  
4日

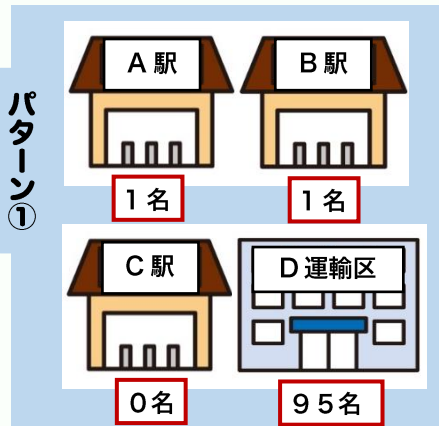
## 統括センター及び営業統括センター発足に伴う、 労使間の取扱いに関する協約第63条第4項 組合掲示板及び情報綴りの設置 に関する申し入れを提出

### 申し入れ項目

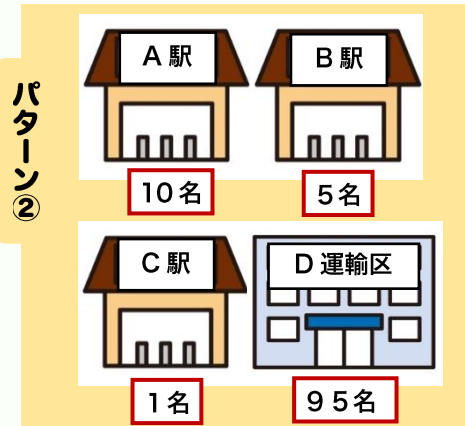
1. 設備部門において実施してきた組合掲示板の設置基準を撤廃した経緯と根拠を明らかにし、従前の設置基準に戻すこと。
2. 労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）を遵守し、組合員の正当な組合活動への不利益扱いを行わないこと。
3. 労使間の取扱いに関する協約を巡る問題が発生した場合には、速やかに労使議論を実施すること。

会社より説明された  
内容（抜粋）

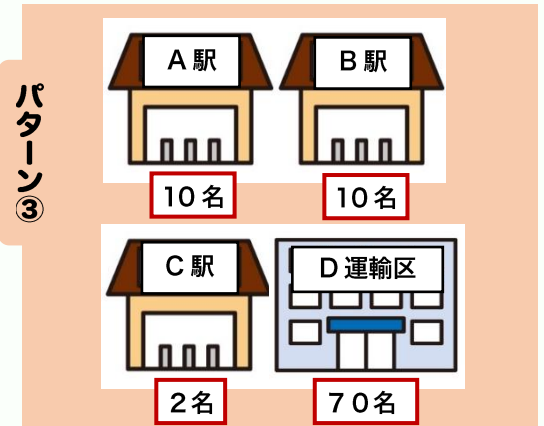
1. 統括センターにおける組合掲示板の設置基準については、「労使間の取扱いに関する協約」第63条4項の定めにより、統括センター内の会社が許可する作業場所（従前の駅または区所）に設置することができる。
2. 統括センターにおける情報綴りの設置基準については、総括センターにおいて2名以上の組合員が在籍する場合、統括センター内の組合掲示板が設置されていない会社が許可する作業場所（従前の駅または区所）に、それぞれ情報綴りを1枚設置することができる。
3. 有効期間については、令和6年（2024年）9月30日までとする。



掲示板1枚とその他の箇所の情報綴り3枚を申請、許可を得て設置可能



掲示板2枚とその他の場所に情報綴り3枚(掲示板を設置しない箇所)を申請、許可を得て設置可能



掲示板1枚とその他の箇所に情報綴り3枚を申請、許可を得て設置可能。  
(現行は、掲示板3枚と情報綴り1枚)

正当な職場活動の保障のために、団体交渉に臨みます!